

## 松原市マスコットキャラクター「マッキー」着ぐるみの貸出しに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松原市マスコットキャラクター「マッキー」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出しに関し必要な事項を定めるものとする。  
(貸出の承認申込)

第2条 着ぐるみを借受けようとする者（以下「申込者」という。）は、借受けようとする日の1月前までに松原市マスコットキャラクター「マッキー」着ぐるみ貸出承認申込書（様式第1号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、市長が適当と認めたときはその限りでない。  
(貸出承認等)

第3条 市長は、前条の規定による申込書の提出があった場合において、適当と認めたときは、着ぐるみの貸出しを承認するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その貸出しを承認しない。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 特定の政治、思想若しくは宗教の活動に使用し、又はそのおそれがあるとき。
- (3) 不当な利益を得るために利用し、又はそのおそれがあるとき。
- (4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又はそのおそれがあるとき。
- (5) 市の事業又は市が認めた関連事業を推進する上で支障を来し、又はそのおそれがあるとき。
- (6) 市の品位を傷つけ、又はそのおそれがあるとき。
- (7) 申込者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号 以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、法第2条第6号に規定する暴力団員又は松原市暴力団排除条例（平成24年条例第36号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者であるとき。
- (8) 暴力団の利益になるおそれがあるとき。
- (9) その他市長が使用について不相当と認めたとき。

2 市長は、着ぐるみの貸出しを承認するときは、松原市マスコットキャラクター「マッキー」着ぐるみ貸出承認通知書（様式第2号）により、貸出しを承認しないときは松原市マスコットキャラクター「マッキー」着ぐるみ貸出不承認通知書（様式第3号）により申込者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による着ぐるみの貸出しの承認（以下「着ぐるみの貸出承認」という。）をする場合において、次の各号に掲げる条件を付することができるものとする。

- (1) 着ぐるみの貸出承認を受けた目的又は用途のみに使用すること。
- (2) 市で定めた使用方法に沿って正しく使用すること。

(3) 着ぐるみの貸出前に、当該使用に係る企画書等の事業内容を速やかに市長に提出すること。

(4) 着ぐるみを利用した商標、意匠等の登録出願を行うことはできないこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(貸出料)

第4条 着ぐるみの貸出料は、無料とする。

(貸出期間)

第5条 貸出期間は、1週間以内とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

(貸出承認の変更等)

第6条 借受者(第3条第2項の規定により貸出承認通知書を受けた者をいう。以下同じ。)は、着ぐるみの貸出承認の内容を変更して使用しようとするときは、あらかじめ松原市マスコットキャラクター「マッキー」着ぐるみ貸出承認変更申込書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申込みに基づき承認することを適当と認めるときは、松原市マスコットキャラクター「マッキー」着ぐるみ貸出変更承認通知書(様式第5号)により、当該承認することを適当と認めないときは松原市マスコットキャラクター「マッキー」着ぐるみ貸出変更不承認通知書(様式第6号)により当該申込者に通知するものとする。

3 第3条第1項及び第3項の規定は、前2項の場合について準用する。

(貸出承認の取消し等)

第7条 市長は、着ぐるみの貸出しが次の各号のいずれかに該当するときは、着ぐるみの貸出承認を取り消すとともに、借受者にその旨を通知するものとする。

(1) 第3条(前条第3項の規定により準用される場合を含む。)の規定に違反していると認められるとき。

(2) 偽りその他不正な手段により着ぐるみの貸出承認を受けたと認められるとき。

2 前項の規定による着ぐるみの貸出承認の取消しに伴い借受者に生じた損害については、市はその責めを一切負わない。

3 第1項の規定により着ぐるみの貸出承認を取り消された者(以下「承認取消者」という。)は、着ぐるみをいかなる場合であっても使用してはならない。

4 市長は、承認取消者に対して着ぐるみの返却を求めることができる。

(原状回復)

第8条 借受者が着ぐるみを汚損した場合は、当該借受者の責任と負担により、クリーニングを行い、原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第9条 借受者が着ぐるみを亡失又はき損した場合は、相当の代価をもって賠償しなければならない。

(市の責任)

第10条 着ぐるみの貸出しにより借受者が被った損害及び借受者によりなされ

た第三者への損害に対しては、市はその責めを一切負わない。

(実施の細目)

第11条 この要綱に定めるもののほか、着ぐるみの貸出しに関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年8月23日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の松原市マスコットキャラクター「マッキー」着ぐるみの貸出しに関する要綱の規定は、実施日以後に貸出しの申込みがあったものから適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年7月24日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 改正前の松原市マスコットキャラクター「マッキー」着ぐるみの貸出しに関する要綱の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、改正後の松原市マスコットキャラクター「マッキー」着ぐるみの貸出しに関する要綱の様式により作成した用紙として使用することができる。

様式第1号（第2条関係）

松原市マスコットキャラクター「マッキー」着ぐるみ貸出承認申込書

年 月 日

松原市長 殿

住所

フリガナ

氏名

生年月日 年 月 日 生

性別 男 ・ 女

電話番号

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地及び名称並びに代表者の氏名、フリガナ、住所、生年月日及び性別を記入してください。）

松原市マスコットキャラクターを下記のとおり使用したいので申し込みます。

なお、松原市マスコットキャラクター「マッキー」着ぐるみの貸出しに関する要綱第3条第1項第7号及び第8号に該当しないことを確認するため、市長から役員名簿等の資料の提出を求められた場合には、応じます。

記

使用目的	
使用方法	
使用場所又は地域	
貸出期間（予定）	年 月 日～ 年 月 日
担当者連絡先 （所属・氏名・電話番号等）	
添付書類 ・企画書（レイアウト、スケッチ、原稿等） ・申請者の概要、現況を示すもの ・着ぐるみを使用する事業の予算書 ・その他	

※記載された個人情報、松原市暴力団排除条例に基づき、警察への照会に使用することがあります。

様式第2号（第3条関係）

松原市マスコットキャラクター「マッキー」着ぐるみ貸出承認通知書

第 号  
年 月 日

殿

松原市長



年 月 日付けで申込みのありました松原市マスコットキャラクター「マッキー」着ぐるみの貸出しについて、下記のとおり承認します。

記

使用目的	
使用方法	
使用場所又は地域	
貸出期間	年 月 日～ 年 月 日
承認の条件	

様式第3号（第3条関係）

松原市マスコットキャラクター「マッキー」着ぐるみ貸出不承認通知書

第 号  
年 月 日

殿

松原市長

印

年 月 日付けで申込みのありました松原市マスコットキャラクター「マッキー」着ぐるみの貸出しについて、下記の理由により承認できません。

記

理由

様式第4号（第6条関係）

松原市マスコットキャラクター「マッキー」着ぐるみ貸出承認変更申込書

年 月 日

松原市長 殿

住所

氏名

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地、名称及び代表者氏名）

電話番号

年 月 日付け 第 号で承認を受けた内容について、  
下記のとおり変更したいので申し込みます。

記

変更の理由		
変更内容	変更前	変更後
使用目的		
使用方法		
使用場所又は地域		
貸出期間		

添付資料（変更が確認できる資料等）

様式第5号（第6条関係）

松原市マスコットキャラクター「マッキー」着ぐるみ貸出変更承認通知書

第 号  
年 月 日

殿

松原市長



年 月 日付けで申込みのありました松原市マスコットキャラクター「マッキー」着ぐるみの貸出承認内容の変更について、下記のとおり変更を承認します。

記

変更の内容	変更前	変更後
使用目的		
使用場所又は地域		
貸出期間		
承認の条件		

※使用に際しては、松原市マスコットキャラクター「マッキー」着ぐるみの貸出しに関する要綱の規定及び承認内容を遵守すること。

様式第6号（第6条関係）

松原市マスコットキャラクター「マッキー」着ぐるみ貸出変更不承認通知書

第 号  
年 月 日

殿

松原市長

印

年 月 日付けで申込みのありました松原市マスコットキャラクター「マッキー」着ぐるみの貸出承認内容の変更について、下記の理由により承認できません。

記

理由